

(素案)

第2次 花巻市男女共同参画基本計画

(平成 28～35 年度)

平成 27 年 11 月

花巻市

目 次

ページ

第1章 基本的事項 3

第1節 計画の社会的背景

- 1 男女共同参画に関する世界、国、県の動向
- 2 花巻市の取組

第2節 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間および名称

第2章 花巻市の現状と課題 9

第1節 社会情勢の変化

- 1 少子高齢化・人口減少
- 2 家族形態の変化
- 3 女性の年齢階層別労働力（M字カーブ）

第2節 花巻市男女共同参画基本計画（平成19～27年度）の成果と課題

- 1 花巻市男女共同参画基本計画（平成19～27年度）の概要と今後の課題
- 2 基本目標ごとの成果と課題
 - ・基本目標1「男女が互いを尊重し認め合うまち」
 - ・基本目標2「男女ともに自立し支え合うまち」
 - ・基本目標3「男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち」
 - ・基本目標4「男女ともにいきいきと参画できるまち」

第3章 計画の基本理念と基本目標 23

第1節 基本理念

第2節 基本目標

第3節 計画の推進にあたっての施策

- 1 施策の体系
- 2 基本目標ごとの施策の展開
 - ・基本目標1「男女共同参画の理解の促進」
 - ・基本目標2「男女の社会における参画の促進」
 - ・基本目標3「男女のワーク・ライフ・バランスの推進」
 - ・基本目標4「男女間の暴力の防止と根絶」
（花巻市配偶者暴力防止対策基本計画）
- 3 成果指標一覧

第1節 推進体制

- 1 庁内推進体制
- 2 花巻市男女共同参画審議会
- 3 花巻市男女共同参画推進員
- 4 県や事業者などとの連携

第2節 計画の進行管理

- 1 計画策定の経過
- 2 花巻市男女共同参画審議会委員名簿
- 3 花巻市男女共同参画基本計画検討委員会委員名簿
- 4 男女共同参画社会基本法
- 5 岩手県男女共同参画推進条例
- 6 花巻市男女共同参画推進条例
- 7 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
- 8 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
- 9 花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26）報告書

※素案では、資料の2～9の掲載を省略しています。

第1章 基本的事項

第1節 計画の社会的背景

1 男女共同参画に関する世界、国、県の動向

(1) 世界の動き

◆女性の自立と地位の向上の取組の始まり

国際連合（以下「国連」という。）は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の3つを目標に掲げ、女性の自立と地位の向上を目指して世界的行動を行うことを宣言しました。

◆女性の地位向上の戦略目標と具体的行動の取り組み

平成7年（1995年）には、第4回世界女性会議（北京）が開催され、ナイロビ将来戦略の見直しと評価を行い、「行動綱領」とその実現への決意を示した「北京宣言」が採択されました。

平成12年（2000年）には、国連特別総会女性2000年会議がニューヨークで開催され、「行動綱領」が各国でどれだけ達成されたかを検討・評価し、また、今後の各国のとるべき行動目標が成果文書として採択されました。成果文書では、各国がとるべき行動として、①あらゆる形態の暴力から女性を保護する必要手段をとること、②政策決定過程への女性の参画について明白な目標設定をすること、③育児・介護について男女が責任を共有化する施策を促進することなどが盛り込まれています。

◆東アジアにおける取り組み

平成25年（2013年）には、平成18年（2006年）に日本が主導し東京で「第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合」が開催した「東アジアにおけるジェンダーの平等を目指して」と題して、テーマ別討論が行われ、ワーク・ライフ・バランスの重要性などが確認されたことから、第5回会合が開催され「ジェンダー主流化ー成果と課題」「女性に対する暴力撤廃」及び「雇用におけるジェンダー差別の撤廃」をテーマに討議が行われました。

(2) 国の動き

◆女子差別撤廃条約への署名と国内法の策定

昭和55年（1980年）に開催された第2回世界女性会議（コペンハーゲン）で、女子差別撤廃条約の批准を世界に約束する署名をし、その後、国籍法の改正や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）の公布等により国内法を条約に合うように整備したうえで、昭和60年（1985年）に女子差別撤廃条約を批准しています。平成9年（1997年）に改正された男女雇用機会均等法は、平成11年に全面施行され、性的な言動に起因する問題（セクシュアル・ハラスメント）に関する雇用管理上の配慮義務が事業主に求められました。平

成 18 年（2006 年）の改正においては、性差別禁止範囲が男性にも拡大されるとともに、妊娠・出産を理由とする不利益取り扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント対策の強化が盛り込まれました。

平成 19 年（2007 年）には、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たしながら個人としても健康で豊かな生活を送るため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のため行動指針」が策定されました。

◆男女共同参画推進における法律等の策定の取り組み

平成 3 年（1991 年）に「育児休業法」が成立し、平成 7 年（1995 年）に「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」に改定なり、平成 21 年（2009 年）の改正では、3 歳児未満の子どもを養育する従業員への短時間勤務や子の介護休暇制度、さらには、父親の育児休業制度の拡大に加えて、介護のための短期の休暇制度が盛り込まれました。

平成 8 年（1996 年）に、第 4 回世界女性会議の成果も視野に入れた「男女共同参画 2000 年プラン」を策定しました。このプランでは、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」など 4 項目の基本目標を掲げ、その下に 11 の重点目標を設定し、施策の基本的方向と具体的施策の内容を示しています（計画の対象期間は平成 12 年度まで）。平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法が制定されました。

平成 13 年（2001 年）には、内閣府に「男女共同参画会議」が設置されるとともに「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）」が施行されました。DV 防止法は平成 16 年（2004 年）及び平成 19 年（2007 年）の改正で、基本方針も改正され、市町村の基本計画策定及び配偶者暴力相談支援センター（DV 相談支援センター）設置が努力義務化され、平成 25 年（2013 年）の改正においては、保護の対象が交際相手に拡大され、名称が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

平成 27 年（2015 年）6 月に、人口減少社会を迎える中で、持続的成長を実現し、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠であり、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつなげるため、「すべての女性が輝く社会」の実現を目指すために「女性活躍加速のための重点方針 2015」を掲げ、8 月には、女性の働く意欲を実現につなげるねらいとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が制定されました。

◆男女共同参画基本計画の策定

ナイロビ将来戦略を受けて、昭和 62 年（1987 年）には 21 世紀に向けて男女共同参画社会の形成を目指す「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」を策定しました。

平成 12 年（2000 年）12 月に、男女共同参画基本計画を策定しました。男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく国の計画であり、平成 22 年（2010 年）までの施策の基本的方向と、各項目における平成 17 年度末（2005 年度末）までに実施する国や地方公共団体、国民が具体的に取り組むべき課題や施策を掲げました。

平成 17 年 12 月に、防災など取り組みを必要とする新たな分野を加えて、女性の再チャレンジ支援や男性の参画の拡大などの事項が盛り込まれ、平成 18 年度（2006 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までの施策を掲げた「第 2 次基本計画」を策定しました。

平成 22 年 12 月には、実行性のあるアクション・プランとするため「男性、子どもにとっての男女共同参画」などの施策 15 項目を掲げた「第 3 次基本計画」を策定しました。

「第 3 次基本計画」の計画期間が平成 27 年度末に終期を迎えることから、日本社会全体における状況の変化、女性をめぐる状況の変化、男性の仕事と生活を取り巻く状況、東日本大震災の経験から得た教訓、女性に対する暴力をめぐる状況、国際社会への積極的な貢献など社会情勢の変化を踏まえ、平成 27 年度に「第 4 次基本計画」を策定しました（予定）。

(3) 県の動き

◆男女共同参画プランおよび女性施策専門部署設置

平成 12 年 3 月、男女共同参画社会基本法の趣旨、理念や県の現状を踏まえ、「いわて男女共同参画プラン」（平成 12 年プラン）を策定しました。

平成 14 年 4 月、福祉総合相談センターを配偶者暴力相談支援センターに指定し、10 月には、男女共同参画の推進に向けた県の強い意思表示と県の地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、岩手県男女共同参画推進条例を制定しました。

平成 15 年 4 月、「青少年女性課」を「青少年・男女共同参画課」に改称しました。平成 18 年 4 月、男女共同参画センターを開設して、各広域振興局等保健福祉環境部とともに配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

◆法律に基づく計画や条例の策定

平成 17 年には、県における配偶者暴力対策を推進するため「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を策定しました。

平成 20 年には、DV防止法の改正を受けて平成 12 年 9 月に策定した「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」を一部改正しましたが、「いわて男女共同参画プラン」（平成 12 年プラン）が平成 22 年度末に終期を迎えることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」や「次世代育成

支援対策推進法」等との整合を図るため、平成 23 年 3 月に新しい「いわて男女共同参画プラン」を平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年を目標年次として策定し、DV 被害者の相談・保護、自立に向けた施策の充実が図られました。

◆復興に係る県の男女共同参画関連施策

東日本大震災津波からの復旧・復興に多くの若者・女性が様々な形で力を発揮している状況を踏まえ、「復興計画第 2 期復興実施計画」（平成 26 年）において、重視する視点として「参画」を掲げ、若者・女性をはじめとした地域住民の幅広い参画により復興の取組を推進することを掲げました。

少子高齢化社会において労働力人口の減少が見込まれる中、女性の労働力を活用することは経済活性化のために必要なことであるとともに、東日本大震災津波からの復興においては、オール岩手での取組が必要であり、特に女性の活躍が求められています。このため、岩手県の女性の活躍を推進することにより復興の加速化を進め、地域経済活性化に寄与することを目的として、経済団体や産業団体等の関係団体による、いわて女性の活躍促進連携会議が設置されました。

2 花巻市の取組

花巻市は、平成 18 年 1 月 1 日に花巻市、大迫町、石鳥谷町及び東和町の 1 市 3 町が合併し、新市発足と同時に「花巻市男女共同参画推進条例」（平成 18 年条例第 13 号）を制定し、第 8 条において基本計画の策定について定めました。これを受け、平成 19 年 3 月に男女共同参画基本計画「パートナーシップ創造プラン・はなまき」を策定しました。

この計画により平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 年間の計画として、施策を展開し事業を行ってきました。

平成 19 年には、女性団体がお互いの活動を紹介し合い、交流を持つことができるよう、まなび学園内に女性団体活動交流スペースを設置しました。現在では、話し合いや、活動の場として年間 1,000 人を超える人が利用しています。

また、女性たちがいきいきと暮らすことのできる社会を実現するため、市内女性団体間の交流と連携（ネットワークの構築）を目的に、任意団体として「花巻市女性団体ネットワークの会」が設立され、「女性のつどい」を開催するなど、各女性団体同士が協働して男女共同参画を推進しています。

庁内では、DV についての正しい理解を促す研修など、男女共同参画に関する職員研修を実施してきました。

また、岩手県が実施している「男女共同参画サポーター養成講座」を修了した市民の「知識と意欲」を市の男女共同参画の推進に活かすため、市は男女共同参画推進員を委嘱しています。男女共同参画推進員は、市民の男女共同参画に関する学習のサポートや市の主催事業（男女共同参画推進フォーラム、DV 防止セミナー、女性のつどい等）のスタッフとして活躍し、さらには、各種団体からの依

頼により出前講座で寸劇等を行うなどして、男女共同参画の意味や必要性を広く周知してきました。

さらに、男女共同参画情報 We（ウィー：男女共同参画を「私たちみんなで考え、みんなで進めたい」という願いが込められています。）により、男女共同参画の情報発信を行い啓発に努めてきました。

①男女共同参画サポーター養成講座修了者 69 名（平成 27 年 11 月現在）

②男女共同参画推進員 17 名（平成 27 年 11 月現在）

2節 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

平成 19 年策定の花巻市男女共同参画基本計画の検証のもと、その成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、新たな課題解決を図るため、本市としての男女共同参画社会の実現のための施策の基本的方向を定め、施策の展開を行い、総合的・計画的に推進するために本計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「花巻市男女共同参画推進条例」（平成 18 年条例第 13 号）第 8 条に基づいて平成 19 年 3 月に策定した「花巻市男女共同参画基本計画」が平成 28 年 3 月に計画期間を満了することから、これまでの取組の成果、市民の意識及び社会情勢の変化等を踏まえ、全面的な見直しを実施します。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、基本目標 4「男女間の暴力の防止と根絶」の取組をもって「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第 2 条の 3 第 3 項に定める「市町村基本計画」を包含することとし、さらに、平成 27 年 8 月 28 日に定められた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第 6 条第 2 項に定める「市町村推進計画」に位置づけ、一体として施策の推進を図ります。

3 計画の期間および名称

本計画の期間は、平成 28 年度から平成 35 年度までの 8 年間とし、社会情勢の変化に的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、本計画の名称を「第 2 次花巻市男女共同参画基本計画」とします。

第2章 花巻市の現状と課題

第1節 社会情勢の変化

1 少子高齢化・人口減少

国勢調査による本市の人口の推移をみると、総人口は平成12年の107,175人を頂点に減少を続けており、今後も減少傾向が続くものと見込まれます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少し、65歳以上の老年人口は増加しており、この傾向は今後も続くものと見込まれます。

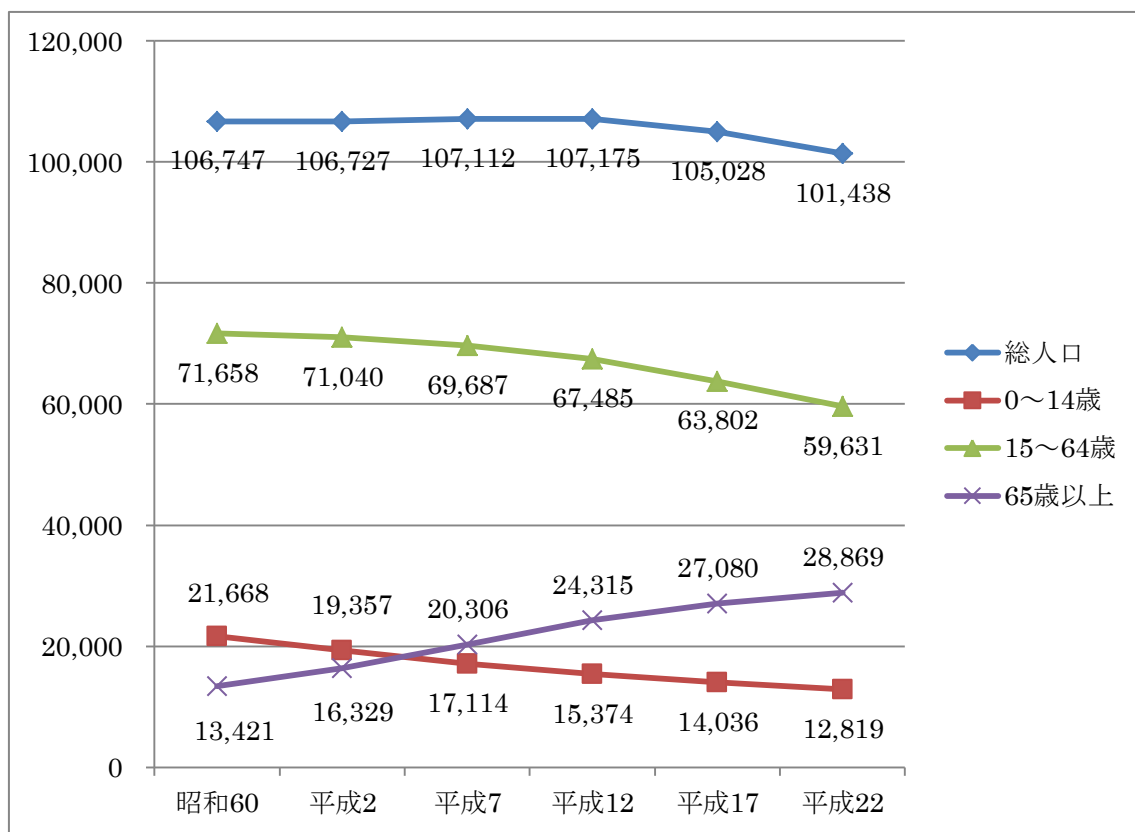
本市における合計特殊出生率（一人の女性が一生に産む子どもの平均数）は、昭和59年の2.12を頂点に低下を続け、平成21年以降は1.40前後で横ばいとなっています。平成25年は1.46で全国の1.43を上回ってはいるものの、人口を維持するために必要といわれる値の2.07を大きく下回っています。

高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇を続けており、平成25年は30.5%となっています。また、平成22年の65歳以上の高齢者がいる世帯54.6%のうち、高齢者夫婦のみの世帯は17.7%、高齢者のひとり暮らし世帯は15.8%で、高齢者のみで構成される世帯は増加しています。

このように、本市においても全国や岩手県の傾向と同様に、人口減少と少子高齢化がさらに進むことが予測されます。

＜花巻市の人口＞

単位：人

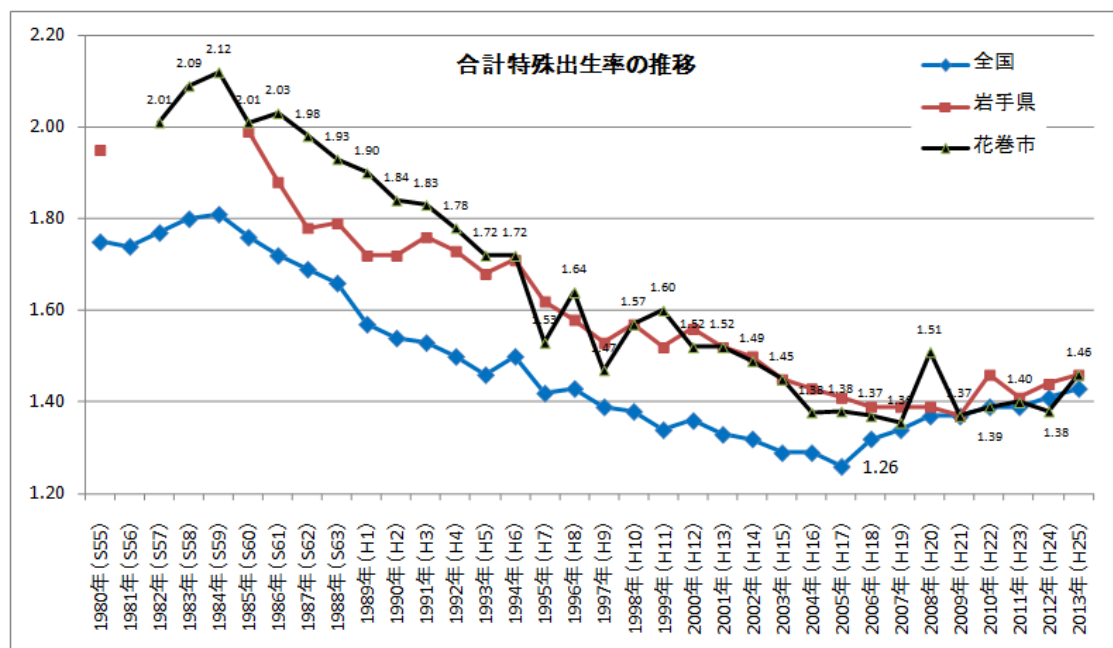


※総人口には年齢不詳を含むため、総人口と内訳（年齢3区分人口）の計は一致しない。

資料：国勢調査

<合計特殊出生率（全国・岩手県・花巻市）>

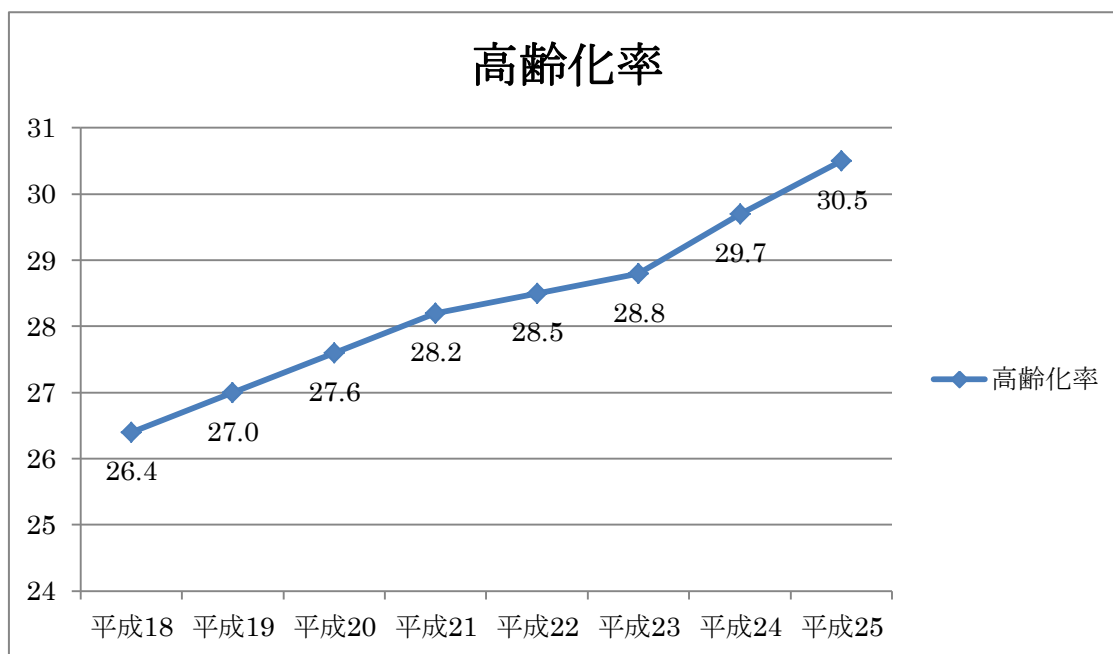
単位：人



資料：岩手県人口動態統計

<花巻市の高齢化率>

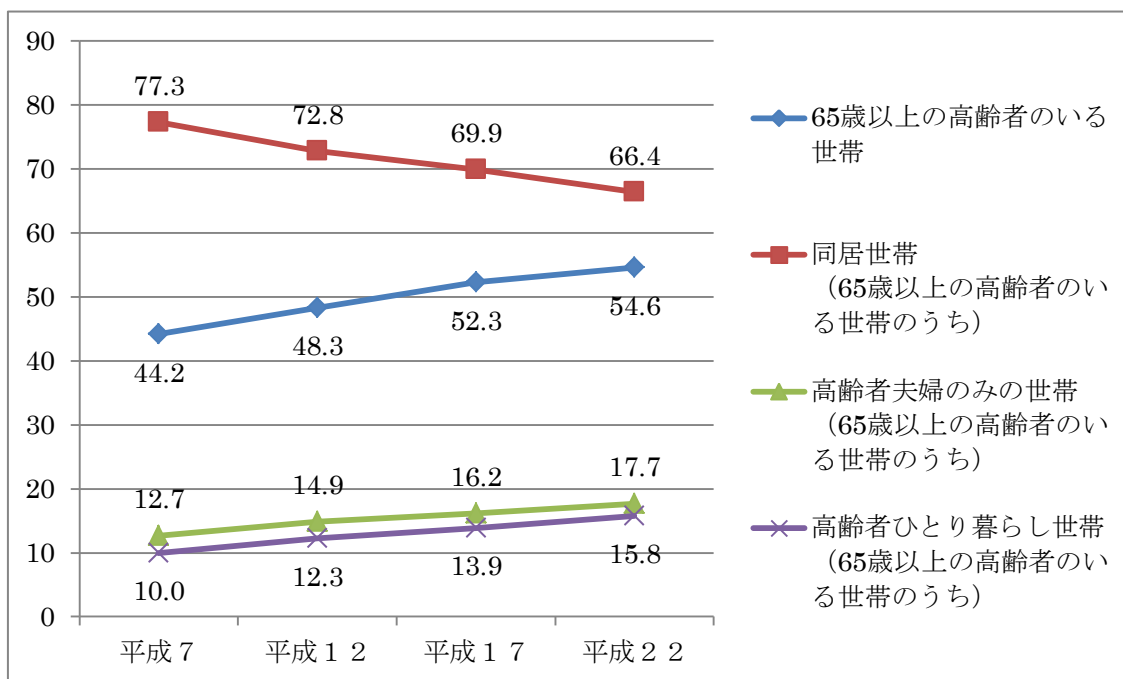
単位：%



資料：岩手県人口動態統計

＜花巻市の高齢世帯の割合＞

単位：％



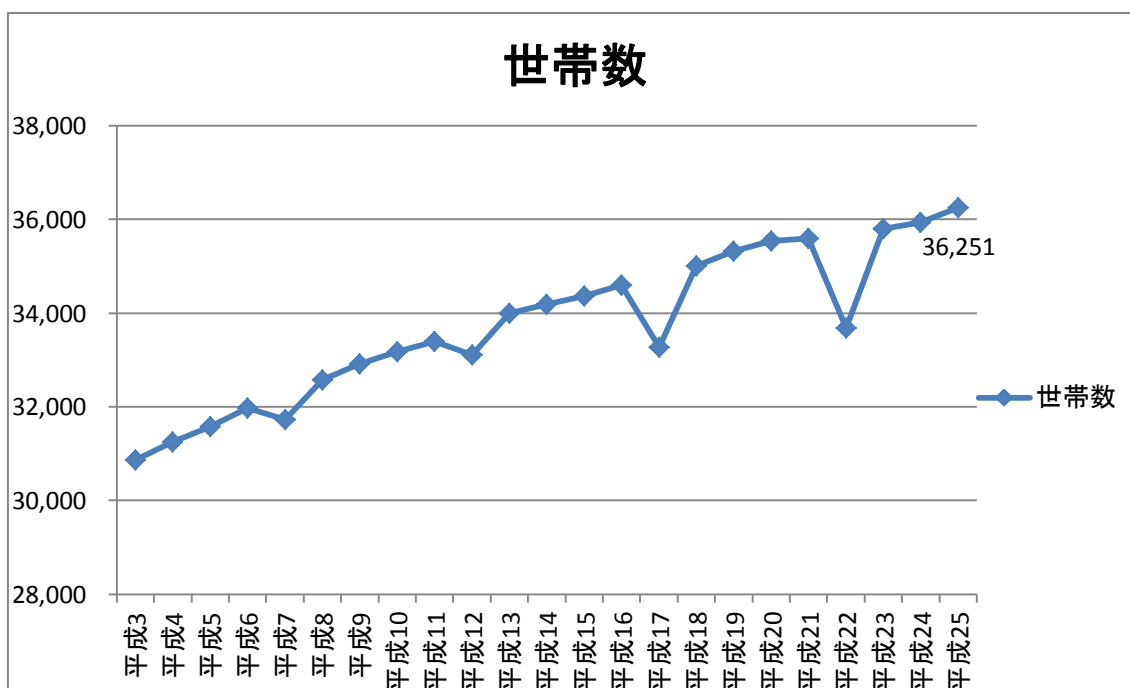
資料：花巻市高齢者いきいきプラン（平成 27～29 年度）

2 家族形態の変化

本市の世帯数の推移をみると、総数は増加していますが1世帯当たりの人数は減少しており、平成 22 年には 3.01 人となっています。また、世帯構成別では、「夫婦のみ世帯」や「夫婦と子どもからなる世帯」、「ひとり親と子どもからなる世帯」のいわゆる核家族が増加し、「三世帯世帯」は減少しています。人口の減少に加え、核家族や単身世帯の増加など家族形態の多様化が進んでいます。

＜花巻市の世帯数＞

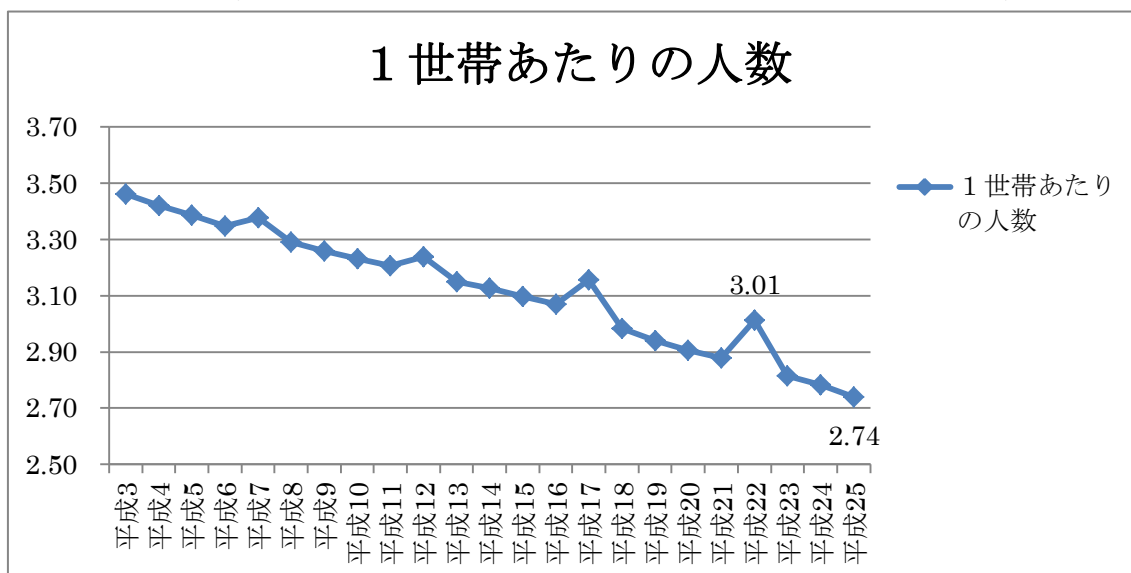
単位：世帯



資料：岩手県人口動態統計

＜花巻市の1世帯あたりの人数＞

単位：人



資料：岩手県人口動態統計

＜花巻市の世帯構成別の世帯数＞

	H7	H12	H17	H22
一般世帯数 計	31,598	33,037	33,274	33,678
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
親族世帯	25,346	26,029	26,030	25,789
	80.2%	78.8%	78.2%	76.6%
うち核家族	14,368	15,451	15,924	16,603
	45.5%	46.8%	47.9%	49.3%
夫婦のみ世帯	4,625	5,183	5,358	5,685
夫婦と子どもからなる世帯	7,507	7,722	7,607	7,529
ひとり親と子どもからなる世帯	2,236	2,546	2,959	3,389
核家族以外の世帯のうち三世帯世帯	集計項目に非ず	8,561	7,971	6,998
		25.9%	24.0%	20.8%
親族世帯以外 (非親族世帯＋単独世帯)	6,252	7,008	7,244	7,885
	19.8%	21.2%	21.8%	23.4%

資料：国勢調査

3 女性の年齢階級別労働力（M字カーブ）

本市における平成 22 年の女性の年齢階級別労働力率は、大学や専門学校などを卒業し就業する 20 歳～24 歳で急増し、25 歳～29 歳でさらに高くなりますが、結婚や出産・子育て期に当たる 30 歳代で減少します。子育てなどが一段落する 40 歳～44 歳で再び上昇し、いわゆる「M字カーブ」を描きますが、M字の谷の部分にあたる 30 歳代の労働力率が平成 12 年に比べて上昇していることから、M字カーブが緩やかになっています。

また、平成 12 年は 20 歳代前半から後半にかけて労働力率が低下し始めていますが、平成 22 年は 20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて低下し始めていることから、晩婚化・晩産化の傾向にあることも伺えます。

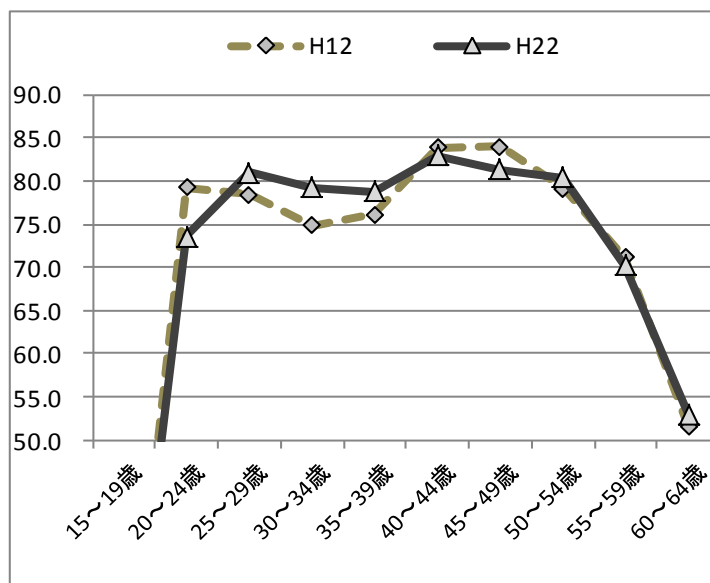
共働き世帯が増えており、出産・子育て期に当たる年代で働く女性が増えていることから、希望する人が働き続けるための取り組みが求められています。

＜花巻市の女性の年齢階級別労働力率＞

単位：％

女性の労働力率

	H12	H22
15～19歳	13.5	13.0
20～24歳	79.2	73.6
25～29歳	78.4	81.0
30～34歳	74.8	79.2
35～39歳	76.1	78.8
40～44歳	83.8	82.9
45～49歳	84.0	81.3
50～54歳	79.1	80.4
55～59歳	71.1	70.2
60～64歳	51.6	53.0
65～69歳	40.8	34.0
70～74歳	28.7	24.6
75～79歳	14.4	15.3
80～84歳	7.4	8.0
85歳以上	2.0	2.7
総数	55.5	50.5
15～64歳	69.1	69.5



資料：国勢調査を基に富士大学附属地域経済文化研究所算出

第2節 花巻市男女共同参画基本計画（平成19～27年度）の成果と課題

市民意識調査	（平成26年度）花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査 （平成15年度）花巻市男女共同参画にかかる市民意識調査
市民アンケート	… まちづくり市民アンケート

1 花巻市男女共同参画基本計画（平成19～27年度）の概要と今後の課題

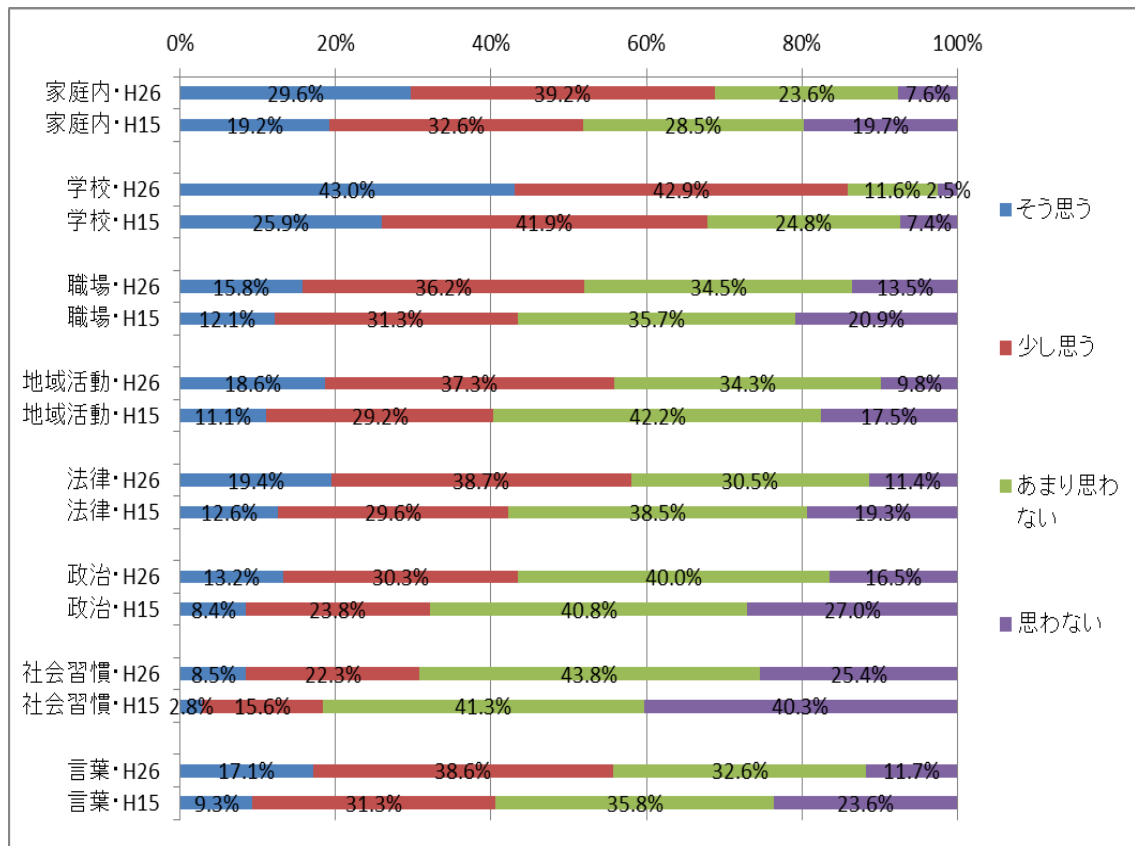
花巻市では、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、「^{ひと}男と女が、^{ひと}自立し、対等な人間として尊重し合い、ともに参画するまち」の実現のため、次の基本目標を掲げて計画の推進を図ってきました。

- 基本目標1 男女が互いを尊重し認め合うまち
- 基本目標2 男女ともに自立し支えあうまち
- 基本目標3 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち
- 基本目標4 男女ともにいきいきと参画できるまち

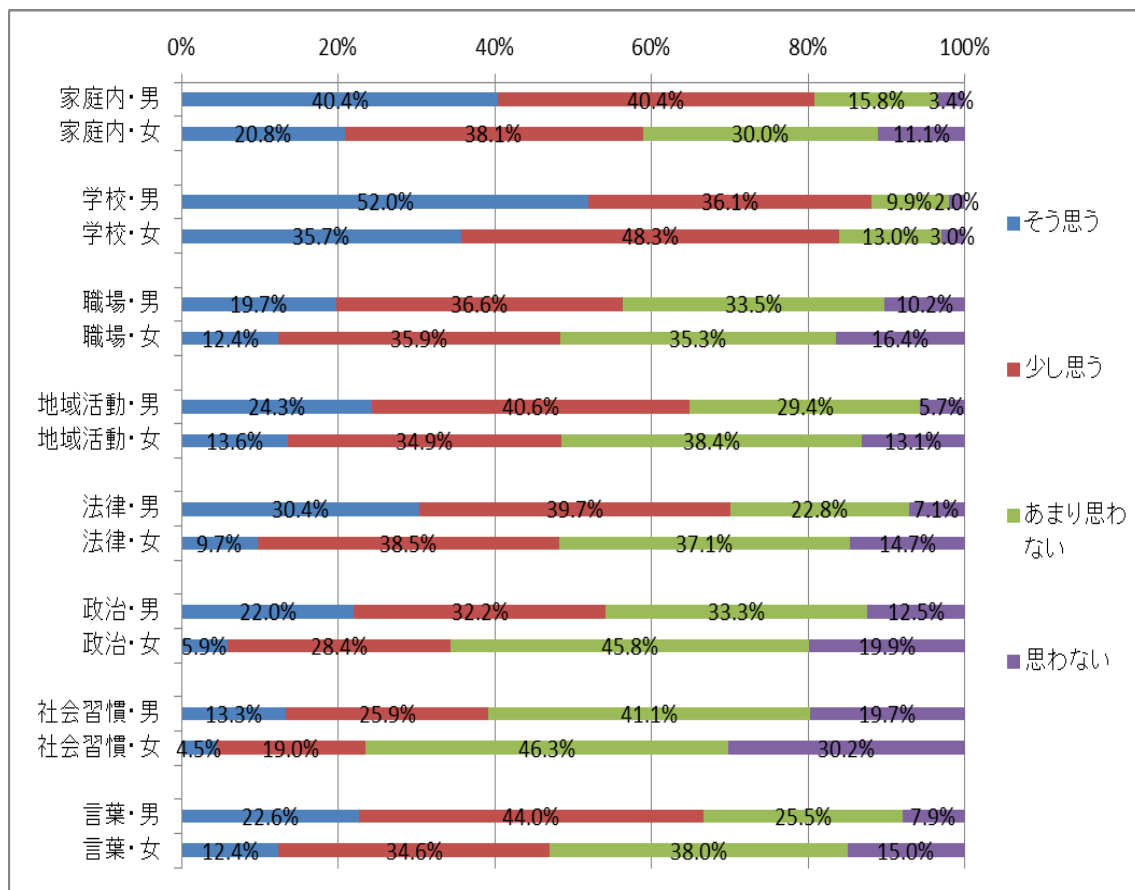
平成26年度の市民意識調査では、男性と女性の地位が平等になっていると思う人の割合が前回調査（平成15年度）に比べて高くなっていますが、その割合に男女間で差がみられることや、分野によっても男女平等だと感じている人の割合が異なることが分かりました。

【男性と女性の地位が平等になっていると思うか】

①年度別（平成 26 年度、平成 15 年度）



②男女別（平成 26 年度）



資料：市民意識調査（平成 26 年度、平成 15 年度）

これまでの計画に基づいて進めてきた諸施策の成果を踏まえつつ、社会情勢の変化にも対応しながら、今後、男女共同参画を一層推進するため、次のような課題に取り組んでいく必要があります。

(1) 男女共同参画の理解の促進

これまで、男女共同参画について理解を促進させるため、講演会などの啓発事業や、地域において男女共同参画を円滑に推進するために市が委嘱した花巻市男女共同参画推進員による出前講座などを実施してきました。

しかし、市民意識調査によると、約半数の人が「男女共同参画社会」という用語の意味が分からないと答えており、引き続き、地域や職場、学校、メディアなどあらゆる場と媒体を通じて、男女共同参画に関する理解を促進させる必要があります。

(2) 男女の社会における参画の促進

社会のあらゆる分野において男女が共にいきいきと参画するためには、多様な人材の能力活用や多様な視点の導入が必要ですが、現状では、政策・方針決定過程への女性の参画が十分に図られているとは言えない状況です。

そのため、市政や地域活動、労働の場などにおいて、女性の積極的な参画を進めていくとともに、あらゆる分野において、性別や年齢によって役割が固定されることがないよう、男女が共に参画する必要があります。

(3) 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

少子高齢化や人口減少、核家族や単身世帯の増加などが進む中、地域のつながりが希薄化しています。男女が共に仕事と家庭・地域活動などのバランスを保ち、「仕事」と「仕事以外の生活」との両方を充実させた働き方・生き方をするのが重要です。

市では、子育て支援や介護サービスの充実を図り、仕事との両立ができるよう取り組んできましたが、男女が自らの希望する形でワーク・ライフ・バランスを実現するためには、社会全体でその趣旨が理解されることが必要です。

(4) 男女間の暴力の防止と根絶

ドメスティック・バイオレンス（DV）は、人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害です。DV被害者は女性が多く、それが起こる背景には、男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、これまでの社会的・構造的な問題があると言われています。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において共に参画するためには、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

市民意識調査では、DV被害者のうち相談しなかった人の割合が高かったという結果が出ており、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、DVの正しい理解と防止のための教育や啓発などに引き続き取り組んでいく必要があります。

2 基本目標ごとの成果と課題

基本目標 1 男女が互いを尊重し認め合うまち

(1) 成果

- 男女共同参画に関する講演会や学習講座の開催、市が委嘱している男女共同参画推進員による出前講座の実施、広報紙やホームページ等による情報提供などを通じて、男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりを図ってきました。
市民アンケートでは、「男女共同参画社会」という用語の意味を知っている人の割合がわずかながら増加しています。

「男女共同参画社会という言葉・意味を知っている市民の割合」
(まちづくり市民アンケート)

平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度 目標値
42.0%	49.6%	48.9%	66.0%

「男女の平等が図られていると感じる市民の割合」
(まちづくり市民アンケート)

	平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度 目標値
職場・学校	43.3%	52.2%	—	50.0%
地域	39.9%	47.3%	—	50.0%
社会全体	—	—	43.8%	—

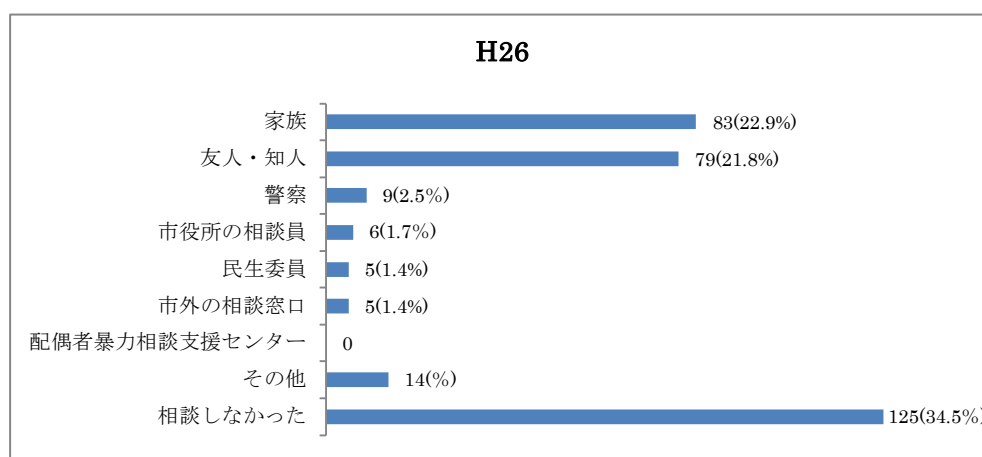
(2) 課題

- 市民アンケートにおいて「男女共同参画社会」という用語の意味を知っている人の割合が増加しているものの、いまだ半数近くの人々が「意味が分からない」と答えており、男女共同参画に関する認識や意義について、今後も継続的な啓発が必要です。
- 男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりを推進するため、DV防止に関するセミナーの開催や広報紙等による啓発、相談窓口の周知などを行ってきました。
しかし、市民意識調査では、DVを受けたことや見たことがある人のうち相談しなかった人が多いという結果になっており、どこに相談することができるのかを広く周知することが必要です。
また、デートDVなど、DVだと本人が気づいていない場合があるため、DVに関する正しい知識を広めることが重要です。

【DVを受けたことや見たことがある場合、誰かに相談したか】(すべて選択)

回答者数:人

n=362



資料：花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26 市民意識調査）

基本目標2 男女ともに自立し支え合うまち

(1)成果

- 仕事と家庭、地域生活を両立することができるよう、保育園、幼稚園の認可定員数の増員や学童クラブ、ファミリーサポートセンターの設置など、子育て環境の整備を進めてきました。また、こどもセンターや地域子育て支援センターにおける子育て相談や子育て講習会などを実施し、安心して子育てができるよう子育て支援体制の充実を図ってきました。

市民アンケートでは、「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」が増加しています。

「子育てしやすいまちだと感じる市民の割合」（まちづくり市民アンケート）

平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度 目標値
48.2%	56.9%	55.7%	60.0%

- ジョブ・カフェによる就業相談や技術講習、セミナー等を実施し、就業機会の拡大と就業支援の充実を図るとともに、家族経営協定締結の推進、女性農業者への支援を実施し、農業経営等における女性の参画の促進を図ってきました。

「家族経営協定締結件数（累計）」

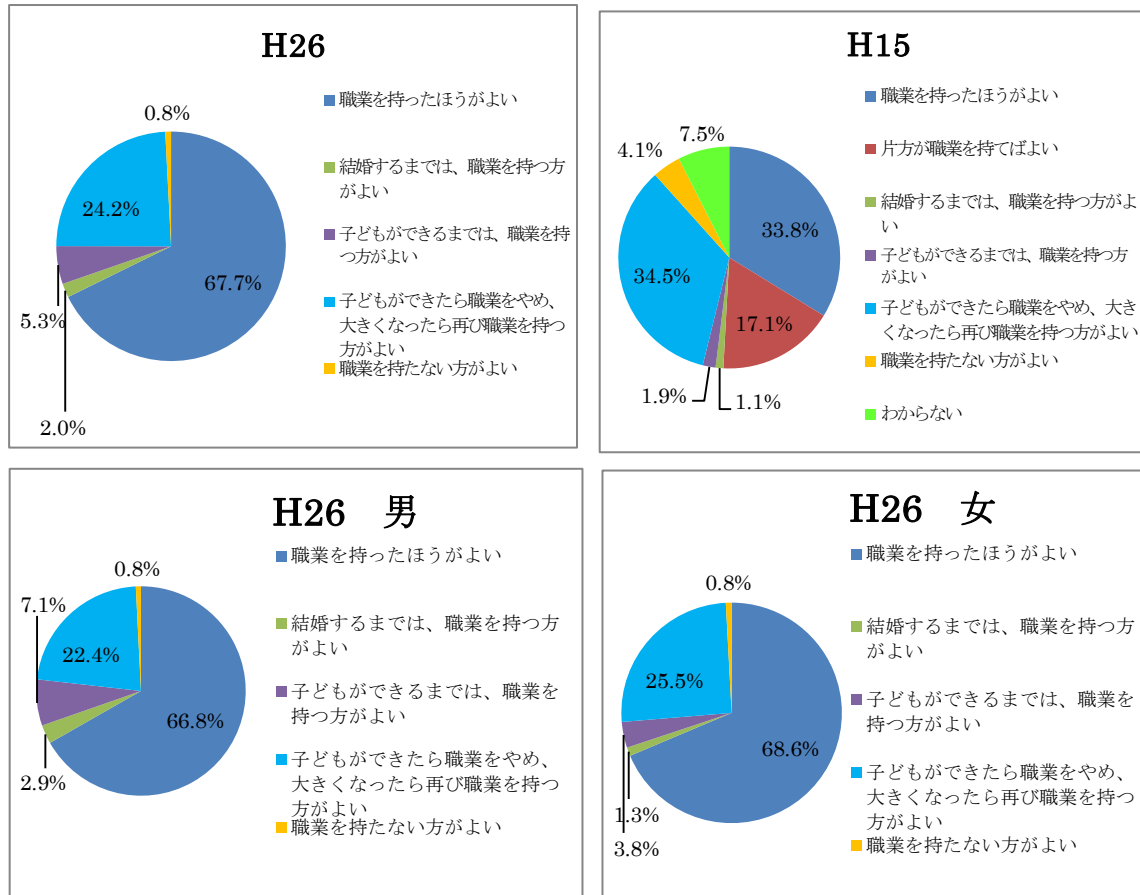
平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
76件	106件	118件	122件

(2)課題

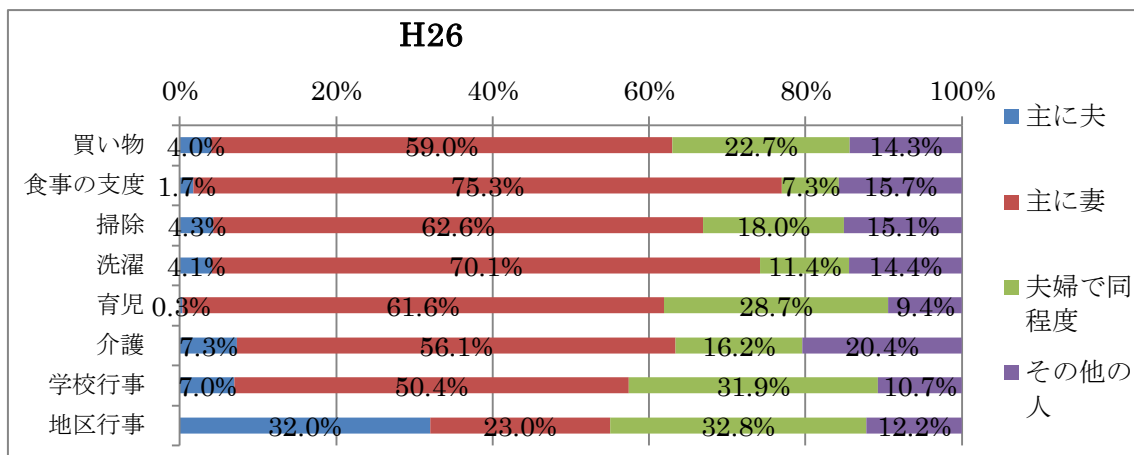
- 市民意識調査では、「女性は職業をもったほうがよい」という回答が前回調査（平成 15 年度）に比べて増加しており、また、その考えに男女間で差がみられません。しかし、同調査結果を見ると、家庭生活における食事の支度や洗濯などの家事、育児や介護などは、主に女性が担っているのが現状といえます。

このことから、性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に努めるとともに、男性も家事・育児・介護に参加しやすい環境づくりが必要です。

【女性が職業を持つことについて】



【家事などを主に誰が行っているか】

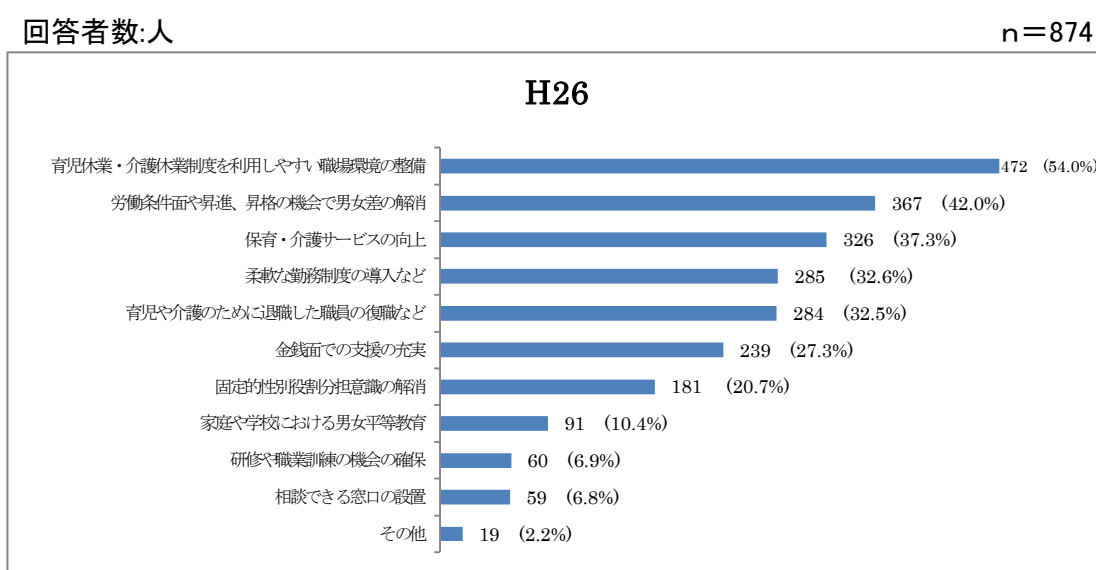


資料：市民意識調査（平成 26 年度、平成 15 年度）

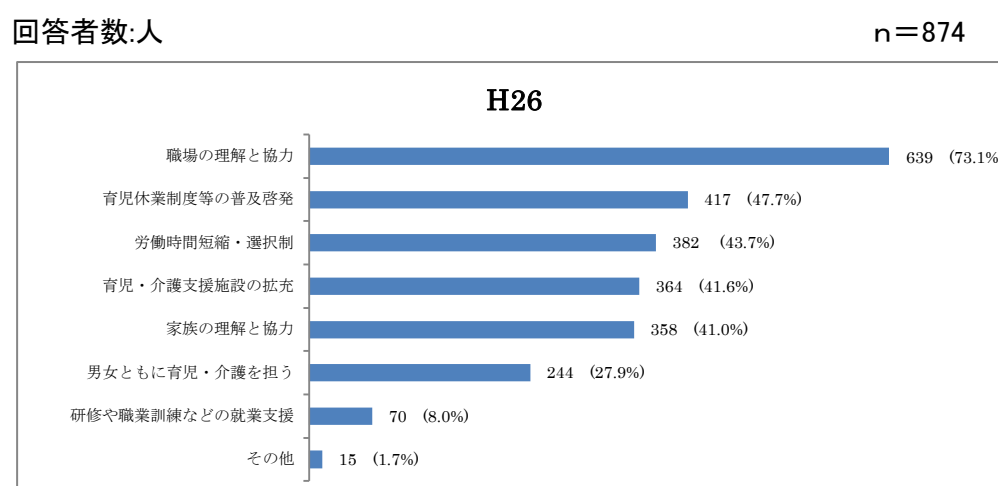
- 市民意識調査では、男女が共に仕事と家庭、地域生活を両立するためには「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」を望む声が多く、また、女性が仕事を続けてくためには「職場の理解と協力」が必要と回答している人が多いという結果になっています。

このことから、長時間労働の削減や育児休業取得などの促進を図り、ワーク・ライフ・バランスを実現させるためには、市民と事業所の双方に向けた啓発が必要です。

【男女が共に「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」を両立するには何が必要か】(3 つ以内選択)



【女性が仕事と育児・介護等を両立していくために必要と考えるもの】(3 つ以内選択)



資料：花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26 市民意識調査）

基本目標3 男女が生涯にわたって健康で安心して暮らせるまち

(1)成果

- 保健推進員や食生活改善推進員による地域における健康づくりの充実を図り、市民が自分自身の健康状態を確認し、健康づくりの意識を高められるよう様々な健康づくり啓発事業に取り組んできました。

市民アンケートでは、「定期的に健康診断などを受けている市民の割合」が増加しています。

「定期的に健康診断などを受けている市民の割合」（まちづくり市民アンケート）

平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
—	60.9%	61.6%	70.0%

- 安心して妊娠・出産ができるための母子保健水準の維持向上や女性のライフステージに応じた健診の実施など、生涯を通じた女性の健康支援を推進してきました。平成26年度の妊婦一般健康診査受診率は98.8%となっています。

- 介護予防の推進や介護サービスの充実など介護を社会的に支える体制の整備を図るとともに、介護がしやすい住宅整備の促進など、高齢者等が安心して暮らせる環境づくりを推進してきました。

また、シルバー人材センターによる高齢者の就業機会の提供や高齢者学級等の学習機会の提供により、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進してきました。

「高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合」（まちづくり市民アンケート）

平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
—	73.9%	71.0%	72.7%

(2)課題

- 現在では、インターネットの普及などにより、性をめぐる問題が若年層で拡大していることから、発達段階に応じた性に関する正しい知識と生命に関する教育が必要です。

また、各年齢層においても、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、性や健康に関する理解が必要です。

基本目標4 男女ともにいきいきと参画できるまち

(1)成果

- 市の審議会等に占める女性の割合は、目標値（平成27年度において35%）には達しなかったものの徐々に増加しており、市政懇談会への女性の参加割合も増加しているなど、政策・方針決定等への女性の参画が進んできています。

「市審議会委員等に占める女性の割合」

平成18年度	平成22年度	平成27年度	平成27年度 目標値
24.6%	26.6%	31.8%	35.0%

「市政懇談会に参加した女性の割合」

平成18年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
—	12.5%	13.7%	17.5%

- 地域活動への男女の参画を促すため、様々な分野に対応した講座を開催するなど、学習機会や研修機会を提供し、地域づくり・まちづくりへの参画が進んできています。

「まちづくり活動に参加している市民の割合」（まちづくり市民アンケート）

平成18年度	平成22年度	平成26年度	平成27年度 目標値
64.0%	72.9%	82.7%	83.0%

- 国際交流事業や国際理解教育等を通じて、国際化への対応と交流の推進を図ってきました。また、日本語講座などにより、在住外国人等への支援にも取り組んできました。

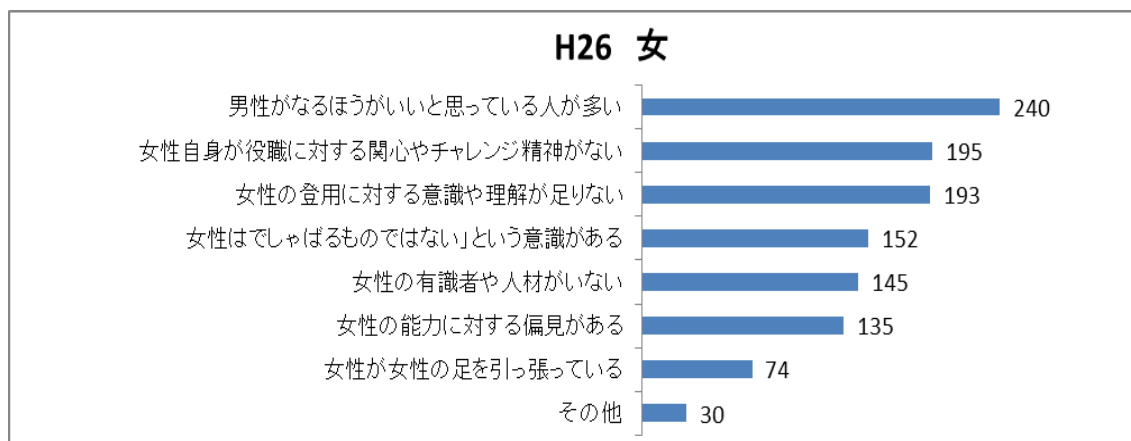
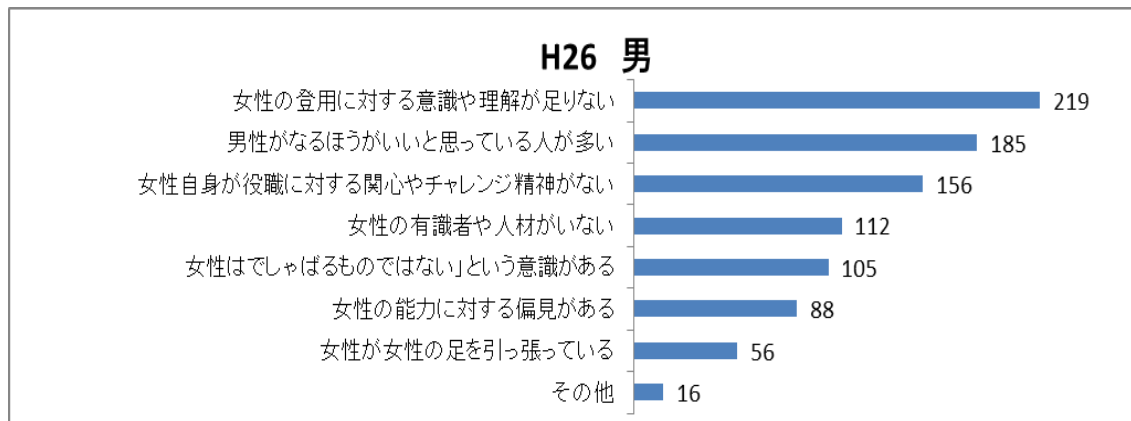
(2)課題

- 市の審議会等に占める女性の割合は以前より上昇していますが、平成27年度における目標値（35%）には達していません。引き続き、審議会等への女性の登用促進を図る必要があります。

- 市民意識調査では、社会の方針決定等への女性の参画が進まない原因として、「役員などには男性になるほうがよいと思っている人が多い」、「女性の登用に対する意識や理解が足りない」、「女性自身が役職に対する関心やチャレンジ精神がない」ということが男女共から挙げられました。

社会の方針決定等への女性の参画を進めるためには、男女共に理解することや女性の能力向上、女性リーダーの育成が必要です。

【自治会、PTAなどの役職、議員や委員会等委員への女性の進出が進まない原因】(3つ以内選択)



資料：花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26 市民意識調査）

第3章 計画の基本理念と基本目標

第1節 基本理念

男女の基本的人権が尊重され、急速な社会状況の変化に対応できる活力ある社会にするためには、男女共同参画社会の形成が不可欠であるという認識のもと、花巻市男女共同参画推進条例第3条に掲げる7つの基本理念のもとに、この計画を推進していきます。

(1) 男女の人権の尊重

家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女の個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。

(2) 社会の制度や慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度や慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。

(3) 男女の精神的・経済的・生活的自立

男女が、共に精神的、経済的及び生活的に自立することの必要性を自覚し、自ら主体的に責任を持ってあらゆる分野における活動を決定できるようにすること。

(4) 施策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における施策及び事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(5) 家庭生活と職業等の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の理解と協力及び社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び家庭生活以外の活動に対等に参画することができるようにすること。

(6) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠及び出産に関してその意思が尊重されるとともに、女性の生涯にわたる健康の維持が図られるようにすること。

(7) 国際的な取り組みへの理解及び協調

男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協調の下に行われるようにすること。

第2節 基本目標

基本理念に基づき、「（計画のキャッチフレーズ）」の実現のため、次の4つの基本目標を掲げて、計画の推進を図ります。

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

基本目標2 男女の社会における参画の促進

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

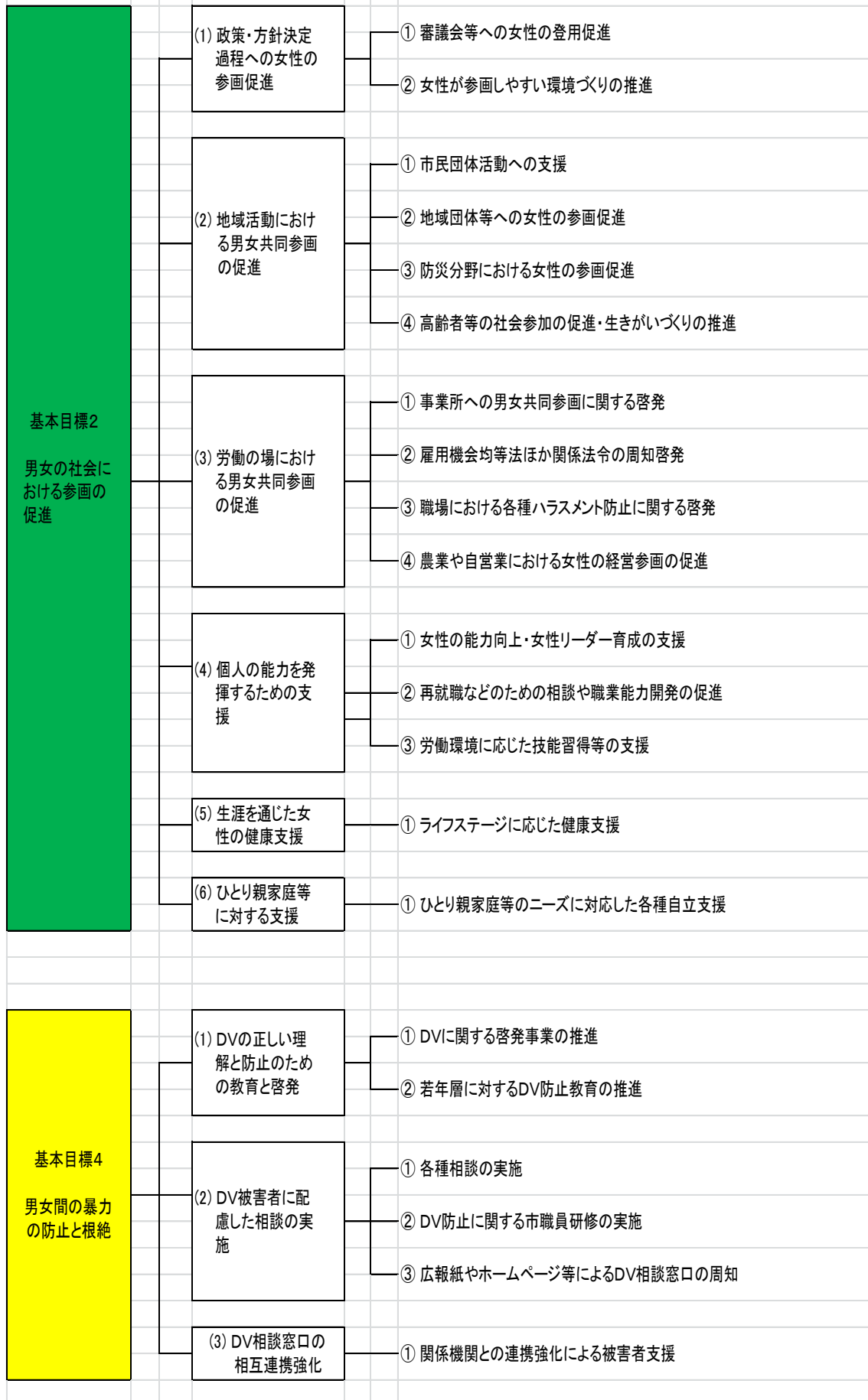
第3節 計画の推進にあたっての施策

1 施策の体系

基本目標に基づく施策の体系は次頁のとおりです。

『 (計画のキャッチフレーズ) 』				
基本目標1 男女共同参画の理解の促進	(1) 男女共同参画に関する意識啓発	① 男女共同参画推進講演会等の開催		
	(2) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実	① 男女共同参画に関する学習機会の提供 ② 男女共同参画推進員による出前講座の実施 ③ 男女共同参画を推進する人材の育成 ④ 人権教育、男女平等教育の推進		
	(3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供	① 広報紙やホームページ等による男女共同参画に関する情報提供		
	(4) 性に関する理解の促進と生命の尊重	① 児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実 ② 各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供 ③ 性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供		
	(5) 国際的な取り組みへの理解および協調	① 国際的視野に立った男女共同参画に関する情報提供 ② 在住外国人等への支援		
基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり	① ワーク・ライフ・バランスに関する市民への啓発事業の推進		
	(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への啓発	① ワーク・ライフ・バランスに関する事業所への啓発事業の推進		
	(3) 仕事と子育ての両立支援	① 保育サービスや子育て支援の充実		
	(4) 仕事と介護の両立支援	① 介護サービスの充実 ② 介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進		
	(5) 仕事と家庭や地域活動の両立支援	① 男性の家事・育児・介護への参加促進 ② 長時間労働の削減や育児休業取得などの促進		

<施策の体系図>



2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標 1 男女共同参画の理解の促進

(1) 男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画社会の実現のためには、個人の尊厳と男女平等の理念を浸透させる必要があります。そのためには、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に対する偏見を解消することなどが必要です。

男女共同参画について理解することは、男女共同参画社会を形成していくうえで最も基本となる重要な部分です。また、市が様々な取り組みを進めていく際にも、全ての取り組みの根幹となるものです。

市民意識調査によると、「男女共同参画社会」という用語の意味を知っている人は年々増えてきているものの、いまだ半数近くの人々が「意味が分からない」と答えており、更なる意識づくりが必要です。

男女共同参画に関する認識や意義について、男女問わず全ての世代の人が理解を深められるよう、草の根的な活動により、さらに啓発事業を推進します。

< 施策の展開 >

① 男女共同参画推進講演会等の開催

(2) 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実

市は、地域における男女共同参画を円滑に推進するため、男女共同参画推進員を委嘱し、地域や学校及び事業所などへ出前講座を実施するなど、学習機会を提供します。

また、男女共同参画サポーター養成講座の受講を推進することなどにより、男女共同参画を推進する人材の育成を行います。

さらに、学校教育において授業や様々な行事などを通じ、幼少時から人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さなどの教育を推進します。

< 施策の展開 >

- ① 男女共同参画に関する学習機会の提供
- ② 男女共同参画推進員による出前講座の実施
- ③ 男女共同参画を推進する人材の育成
- ④ 人権教育、男女平等教育の推進

(3) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

男女の社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、実態を把握しながら効果的に男女共同参画の理解の促進を図るため、国などの取り組みや統計

情報、関連する各種制度等について広報紙やホームページ等により情報提供を行います。

＜施策の展開＞

- ①広報紙やホームページ等による男女共同参画に関する情報提供

(4) 性に関する理解の促進と生命の尊重

現在では、テレビやインターネットの普及により、様々な情報が溢れる時代となっています。これにより、特に若者においては、デートDVや性感染症など性をめぐる問題が拡大しています。そのため、学校教育における性教育や赤ちゃん・幼児とふれあう体験教室など、児童生徒が互いの性を尊重し、責任ある行動をとることができるよう、発達段階に応じた性や生命に関連する教育の充実に努めます。

また、男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことができるよう、各年齢層において性に関する理解の促進を図ります。

さらに、性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供を行います。

＜施策の展開＞

- ①児童生徒に対する発達段階に応じた性と生に関する教育の充実
- ②各年齢層に対する性や健康に関する情報の提供
- ③性的少数者への差別や偏見の解消に向けた情報の提供

(5) 国際的な取り組みへの理解および協調

男女共同参画を推進するためには、国際的視野に立った男女共同参画に関する情報提供を行うことにより、国際的な潮流を踏まえながら理解を深める必要があります。そのため、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」などの国際的規範や国際社会の取り組みについて情報提供を行います。

また、政治や経済、文化などあらゆる分野で国際化が進む中、多様な文化、伝統、習慣の違いなどを理解し、人種や国籍などによらずお互いの人権を尊重することが重要です。そのため、国際理解を深めるための事業を推進するとともに、日本語講座や生活支援事業などにより外国人等の暮らしを支援します。

＜施策の展開＞

- ①国際的視野に立った男女共同参画に関する情報提供
- ②在住外国人等への支援

基本目標2 男女の社会における参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市では、平成27年度までに審議会等委員に占める女性の割合35%を目標に取り組みを進めてきましたが、平成27年10月1日時点での割合は、31.8%で目標を達成することができていない状況です。また、市の審議会等については、条例等で委員を職指定する規定があることや登用する分野に女性の専門家が少ない、団体推薦の場合に団体が推薦し得るポストに女性が就任していないなどという課題があることも明らかになりました。

市政への女性の参画促進のためには、今後も継続して審議会等への女性委員の登用の促進を図る必要があり、登用率の向上にあたっては、男女いずれの委員の登用率も30%以上の割合となるよう委嘱の事務を行う職員の意識啓発を図るとともに、女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

また、市において方針決定過程への女性の参画を促進させるため、人材育成を図りながら、市の管理職のうちの女性の割合（平成27年4月1日現在10.5%）を高めることに努めます。

<施策の展開>

- ① 審議会等への女性の登用促進
- ② 女性が参画しやすい環境づくりの推進

(2) 地域活動における男女共同参画の促進

高齢者の生活支援や子育て支援、防災や環境保全活動など地域における様々な活動は、性別や年齢によって役割が固定されることがないように、男女ともに各年齢層の参画が必要です。このことから、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるよう、地域へ男女共同参画の意義などについて普及啓発を行うとともに、男女共同参画を推進する団体などの活動を支援します。

特に防災分野では、これまで女性の活躍の場が少なく、女性の視点に立ったニーズが反映されにくい状況もあったことから、東日本大震災の経験を踏まえて防災における意思決定過程の場への女性の参画も含めて、地域活動への女性の参画を促進します。

また、近年では高齢化とともに核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢夫婦のみの世帯が年々増加しているため、高齢者が閉じこもることなく、地域でいきいきと活動できるよう、文化・スポーツ活動などの生きがいづくりや健康づくりに加え、ボランティア活動・地域活動などの社会参加を促進します。

<施策の展開>

- ① 市民団体活動への支援
- ② 地域団体等への女性の参画促進
- ③ 防災分野における女性の参画促進

④高齢者等の社会参加の促進・生きがいつくりの推進

(3)労働の場における男女共同参画の促進

労働の場において女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながります。このことから、男女共同参画に関する出前講座などにより事業所への周知・啓発を行うほか、広報紙等により男女共同参画に率先して取り組んでいる事業所の紹介をするなどの情報提供を行います。

また、雇用の場において、男女が個人としての能力を発揮しながらいきいきと働き続けるためには、男女の均等な機会と待遇を確保することが不可欠です。性別を理由とする採用・配置・昇格などの差別的取扱いやセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどの職場における各種ハラスメントをなくする社会環境づくりを進める必要があります。このことから、男女雇用機会均等法の趣旨が正しく理解されるよう、事業主と労働者双方への周知・啓発を行います。

さらに、農業や自営業においては、固定的性別役割分担意識や古い慣習等が残っており、女性の経営参画を促進する妨げの一因となっています。男性と女性が対等なパートナーとして経営などに参画できるよう、女性の経営上の位置づけを明確化するなどの環境整備を推進します。

＜施策の展開＞

- ①事業所への男女共同参画に関する啓発
- ②雇用機会均等法ほか関係法令の周知啓発
- ③職場における各種ハラスメント防止に関する啓発
- ④農業や自営業における女性の経営参画の促進

(4)個人の能力を発揮するための支援

様々な分野において女性が参画し活躍するためには、女性自身の能力開発や人材育成が必要です。女性リーダーの育成に関する研修会など学習や交流機会の充実を図り、多様な人材の育成を推進します。

また、雇用の場において、子育てや介護が一段落した人が再就職などを希望する場合、あるいは、新しい分野への職業転換を希望する場合には、新たな技能を身に付けるなど職業能力の向上が必要です。このことから、就労に関する相談体制の充実や技能訓練の実施など継続した支援を行います。

＜施策の展開＞

- ①女性の能力向上・女性リーダー育成の支援
- ②再就職などのための相談や職業能力開発の促進
- ③労働環境に応じた技能習得等の支援

(5)生涯を通じた女性の健康支援

男女があらゆる場面で共に参画するためには、男女がお互いの身体的性差を理解し合い、人権が尊重される社会・環境づくりが必要です。

特に女性は、生涯を通じて心身の状況が大きく変化する特性があることから、女性が体力的・気力的に安心して活動することができるよう、妊娠・出産に対する支援や婦人科健診の実施などライフステージに応じた切れ目のない健康支援を行います。

<施策の展開>

①ライフステージに応じた健康支援

(6)ひとり親家庭等に対する支援

ひとり親家庭の推移を国勢調査結果から見ると、全体的に増加しており、そのうち父子家庭は横ばいですが、母子家庭は著しく増加しています。母子家庭は、正規の職員・従業員でない場合や年収が低い傾向にあります。一方、父子家庭であっても経済的に厳しい状況に置かれている場合もあることから、支援を必要とする家庭が将来的に自立した生活を送れるよう、相談体制の充実や就業・生活面での制度・環境整備などにより、世帯や子どもの実情に応じた支援を継続して行います。

<施策の展開>

① ひとり親家庭等のニーズに対応した各種自立支援

基本目標3 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、個人の事情や希望や、人生の段階に応じて、自ら希望するバランスで展開できる状態を進めようとすることです。

具体的には、働き方を見直して仕事の効率を高めることで、時間的余裕が生まれ、それとともに、仕事の成果も高まり、個人の生活全般が充実します。このことによって、個人の意欲や創造性が高まり、さらなる仕事の充実にもつながるという、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環が、多様性に富んだ活力ある社会を創出するとする考え方です。

なお、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するために、平成 19 年 12 月 18 日に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

(平成 19 年 7 月の『ワーク・ライフ・バランス』推進の基本的方向報告(男女共同参画会議 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する専門調査会)より)

(1)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識づくり

働くすべての人が、「仕事」と子育てや介護、趣味や学習、休養、地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させた働き方・生き方をするのが重要です。

仕事と仕事以外の生活の好循環を生み出すワーク・ライフ・バランスを実現することは、社会経済の活性化や一人ひとりの生活の充実につながるものです。その趣旨が正しく理解され、性別や世代に関わりなく、社会全体で推進されるよう周知・啓発を行います。

<施策の展開>

①ワーク・ライフ・バランスに関する市民への啓発事業の推進

(2)ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた事業所への啓発

事業所においてワーク・ライフ・バランスを推進することは、人材の確保や定着、従業員の仕事への意欲向上だけではなく、生産性や売り上げの向上、事業所のイメージアップなどのメリットがあります。

ワーク・ライフ・バランスの推進には事業所の理解と積極的な取組が不可欠であることから、その趣旨が正しく理解されるよう事業所への周知・啓発を行います。また、長時間労働の削減など働き方の見直しや子育て・介護などのライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方が社会全体で推進されるよう、事業所への働きかけを行います。

<施策の展開>

①ワーク・ライフ・バランスに関する事業所への働きかけ

(3)仕事と子育ての両立支援

市が平成26年度に行った「子ども・子育てニーズ調査」では、小学生以下の子どもをもつ母親の約8割が仕事を持っており、共働き世帯が増加傾向であることから、多様な働き方に対応した子育て支援が必要です。

子育て中の男女が安心して働き続けることができるよう、延長保育や一時保育・病後児保育など多様な保育サービスや学童クラブの充実に努めるとともに、子育てに関する相談体制の充実や情報提供などにより、働きながら子育てする人の支援を行います。

<施策の展開>

①保育サービスや子育て支援の充実

(4)仕事と介護の両立支援

高齢者人口が年々増加しており、本市でも介護や支援を必要とする人が増加することが見込まれます。

市民意識調査では、男女がともに仕事と仕事以外の生活の両立を可能にするために「介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備」や「介護サービスの向上」が必要であると答えた人が多いことから、高齢者の生活支援サービスや地域ニーズにあった介護サービスの充実が必要です。介護を必要とする人の希望に応じた介護サービスの提供と利用しやすい環境づくりを進め、働きながら介護する人の支援を行います。

<施策の展開>

- ①介護サービスの充実
- ②介護サービスを利用しやすい環境づくりの推進

(5)仕事と家庭や地域活動の両立支援

近年では核家族や単身世帯の増加など家族形態の多様化が進んでおり、地域のつながりが希薄化しています。働く人々も地域活動に参画し、地域の活性化を推進するためにも、仕事と家庭と地域活動の3つのバランスを保つことが重要です。

働く人々は、長時間労働や不安定な雇用状況などにより、個人が希望する形で家庭や地域活動などに関わることが難しく、心身ともに疲弊する状況もあることから、長時間労働の削減や年次有給休暇取得などの促進を図ります。

また市民意識調査では、家庭において食事の支度や洗濯などの家事全般を「主に妻が行っている」という回答が半数以上である一方、地区行事には男女で同程度関わっており大きな差がないことから、家庭や地域活動において女性の負担が大きいことが伺えます。このことから、性別によって役割を固定的に捉える意識をなくすとともに、男性自身の家事や育児などへの関心を高めるための意識啓発を行います。

<施策の展開>

- ①男性の家事・育児・介護への参加促進
- ②長時間労働の削減や有給休暇取得などの促進

基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶

～花巻市配偶者暴力防止対策基本計画～

花巻市男女共同参画基本計画（平成 28～35 年度）の「基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」とし、この計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

そのため、施策の展開のほか、計画策定の目的や計画の位置づけなどについても記述します。

◆ 計画策定の目的

ドメスティック・バイオレンス（DV）、ストーカー行為、性犯罪などの男女間の暴力は、身体的・精神的などの苦しみをもたらす重大な人権侵害です。男女が社会の対等なパートナーとしてお互いの人権を尊重し、あらゆる分野において共に参画することができる男女共同参画社会の実現のためには、暴力を許さない安全な社会づくりが重要です。

花巻市では、これまでも「男女共同参画基本計画」に基づき男女の人権の尊重と暴力根絶に向けた意識づくりに取り組んできました。

さらに、平成 28 年度からの同計画においても引き続き男女間の暴力の防止と根絶について取り組むこととし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号、以下「DV 防止法」）」の趣旨を踏まえながら、施策を総合的に進めるため本計画を策定します。

◆ 計画の位置づけ

「基本目標4 男女間の暴力の防止と根絶」を「DV 防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」に位置づけます。

本計画は、「DV 防止法」第2条の2に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」や「いわて配偶者暴力防止対策推進計画」に即して策定しました。

◆ 計画の期間および名称

本計画の期間は、2016 年度（平成 28 年度）から 2023 年度（平成 35 年度）までの8年間とします。

また、本計画の名称を「花巻市配偶者暴力防止対策基本計画」とします。

◆ 現状と課題

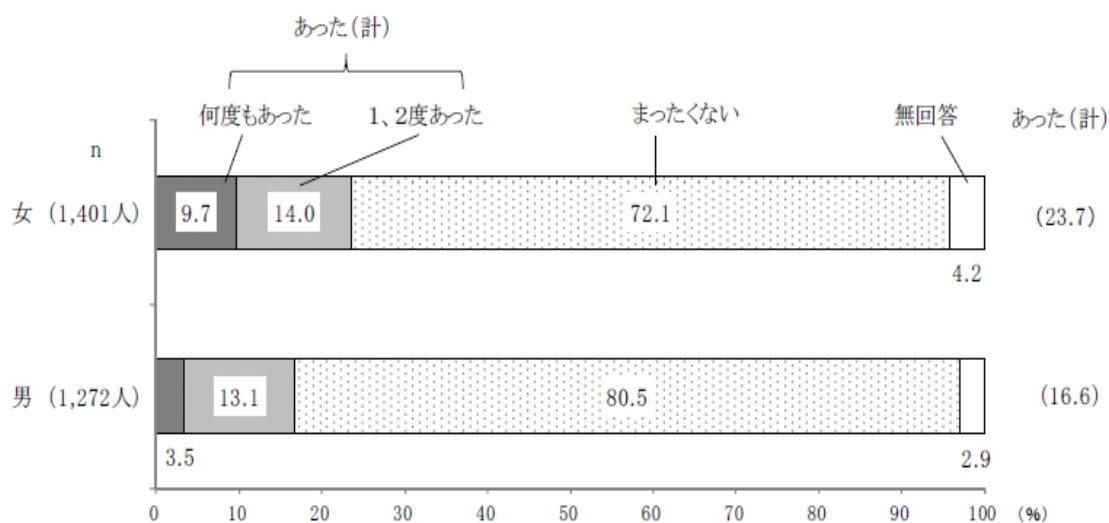
国の「男女間における暴力に関する調査（平成 26 年度内閣府調査）」によると、配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」、「性的強要」のいずれか 1 つでも受けたことがある人は、女性が 23.7%、男性が 16.6%となっています。また、何度も被害を受けている人は、女性が 9.7%、男性が 3.5%となっており、女性の約 10 人に 1 人が配偶者からの被害を何度も受けているという結果になっています。

市民意識調査で DV を受けたことや見たことがあると答えた人は 41.4%に上っており、そのうち相談しなかった人は 34.5%となっています。このことから、多くのDVが表面化していないことが伺えます。

また、DVは夫婦など親密な関係にある者の間で起こることから、当事者が自らの被害・加害に気づかない場合があり、相談しにくいことなどからも、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという傾向があります。

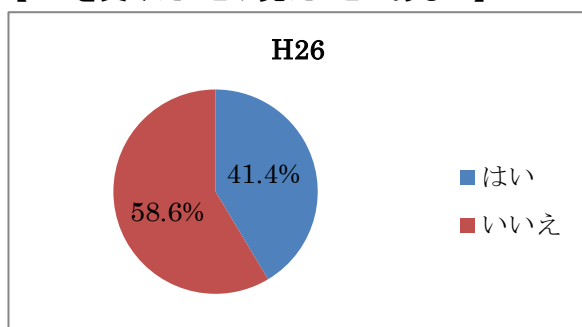
DV に関する正しい知識と暴力を許さない意識づくり、DV 被害者に配慮した相談体制が重要です。

● 四角形の領域切り取り(R)
配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを 1 つでも受けたことがある。



資料：内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」（平成 26 年度）

【DV を受けたことや見たことがあるか】 n=874

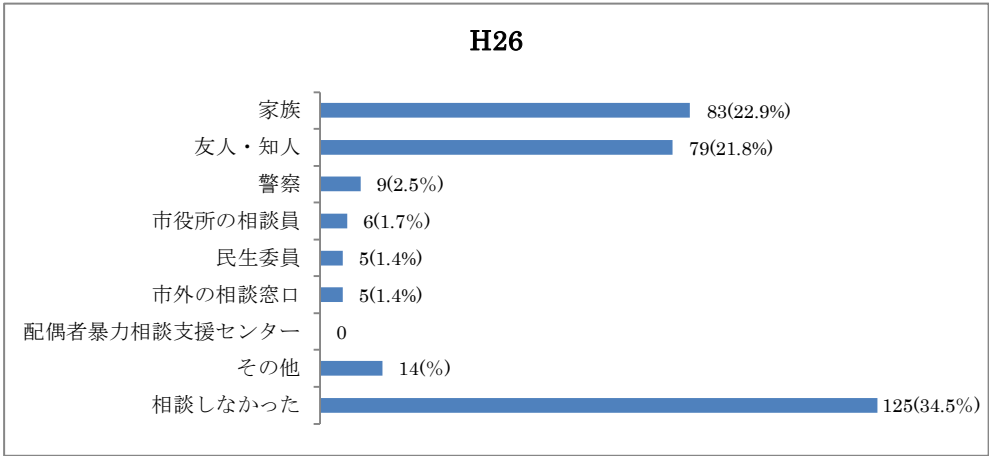


資料：花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26 市民意識調査）

【DVを受けたことや見たことがある場合、誰かに相談したか】(すべて選択)

回答者数:人

n=362



資料：花巻市男女共同参画基本計画見直しにかかるアンケート調査（H26 市民意識調査）

DV 相談件数の推移

単位：件

年度 (平成)	花巻市における 相談件数	DV 相談 支援センター		警察署	
		全国	岩手県	全国	岩手県
21	25	72,792	1,262	28,158	221
22	23	77,334	1,414	33,852	263
23	27	82,099	1,763	34,329	303
24	27	89,490	1,504	43,950	298
25	25	99,961	1,639	49,553	368
26	29	102,963	1,504	59,072	414

※花巻市における相談件数は、婦人相談員が相談を受けた件数。

※DV 相談支援センターは、内閣府、岩手県の調べによる。

DV 相談支援センターは、県内 12 か所（平成 27 年 3 月 31 日現在）。

※警察署は警視庁、岩手県警察本部の調べによる（暦年）。

◆ 施策の展開

(1) DVの正しい理解と防止のための教育と啓発

配偶者や交際相手等からの暴力は重大な人権侵害であるとの認識に立ち、DVについて正しく理解できるようにするため、市民向けのセミナーや、広報紙・ホームページ等の様々なメディアを活用した啓発に取り組みます。

また、子どもの頃から暴力を許さない意識づくりを行い、将来のDV被害者・加害者をつくらないよう、若年層に対するDV防止教育・啓発に努めます。

<施策の展開>

- ①DVに関する啓発事業の推進
- ②若年層に対するDV防止教育の推進

(2) DV被害者に配慮した相談の実施

DV被害者を支援するためには、被害者の安全確保、秘密の保持等に十分配慮しながら、被害者に対する適切な情報提供と迅速な対応をすることが必要です。そのため、市職員に対する住民基本台帳の閲覧・写しの交付制限の徹底や庁内関係各課との連携強化を図るための研修を実施します。

また、広報紙やホームページ等を活用し、岩手県配偶者暴力相談支援センターなど他の相談窓口についても情報提供を行い、早期発見につながるよう相談窓口の周知の拡大に努めます。

<施策の展開>

- ①各種相談の実施
- ②DV防止に関する市職員研修の実施
- ③広報紙やホームページ等によるDV相談窓口の周知

(3) DV相談窓口の相互連携強化

DVは複雑な問題であり、被害者を支援するためには、配偶者暴力相談支援センターを中核とした各種関係機関と連携しながら保護・自立支援・通報などに適切に対応していかなければなりません。

被害者が抱える複合的な問題に効果的・継続的に対応することができるよう、医療関係者や福祉関係者なども含む各種関係機関との連携強化を図ります。

<施策の展開>

- ①関係機関との連携強化による被害者支援

3 成果指標一覧

本計画の進捗状況を計るため、次の項目を成果指標として設定します。

基本目標	No.	成果指標	単位	H26実績	H35目標
Ⅰ 男女共同参画の理解の促進	1	職場や学校、地域など身のまわりで男女の平等が図られていると感じる市民の割合⑦	%	43.8	60.0
	2	男女共同参画学習講座等の参加者の割合	%	106.2	100.0
	3	男女共同参画推進員による出前講座実施回数	回	3	4
	4	男女共同参画サポーターの認定者数（累計）	人	※69	93
Ⅱ 男女の社会における参画の促進	5	市政へ意見を述べる機会が確保されていると思う市民の割合⑦	%	32.2	50.0
	6	審議会委員等に占める女性の割合	%	※31.8	35.0
	7	男女いずれかの委員が30%未満の審議会等の割合	%	※40.0	20.0
	8	市の管理職の女性の割合	%	※10.5	18.0
	9	市政懇談会に参加した女性の割合	%	17.5	30.0
	10	この1年間に地域の活動に参加した市民の割合⑦	%	82.7	90.0
	11	コミュニティ会議役員における女性の割合	%	11.9	30.0
	12	防災会議における女性委員の割合	%	※9.1	12.1
	13	生きがいを持って暮らしている高齢者の割合⑦	%	72.5	85.0
	14	自分自身が心身ともに健康であると思う市民の割合⑦	%	60.7	75.0
	15	定期的に健康診断などを受けている市民の割合⑦	%	70.0	71.6
	16	事業所に対する男女共同参画に関する啓発講座・広報の回数	回	0	4
	17	乳がん検診受診率	%	39.3	50.0
	18	子宮頸がん検診受診率	%	37.0	50.0
Ⅲ 男女のワーク・ライフ・バランスの推進		家族経営協定締結件数（累計） ※参考指標	件	122	—
		生きがいを持って暮らしている市民の割合⑦ ※参考指標	%	68.3	—
	19	職場の福利厚生やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に満足している勤労者の割合⑦	%	43.3	50.0
	20	子育てしやすいまちだと感じる市民の割合⑦	%	55.7	65.0
	21	保育所の待機児童数	人	29	0
	22	子育て支援サービス（延長保育、一時預かり保育、体調不良児保育）を実施可能な施設の割合	%	56.9	60.0
	23	子育て講座の男性の参加者の割合	%	48.3	50.0
	24	高齢者が必要なときに必要なサービスを受けていると感じる市民の割合⑦	%	72.7	80.0
Ⅳ 男女間の暴力の防止と根絶	25	この1年間に地域の活動に参加した市民の割合⑦ [再掲]	%	82.7	90.0
	26	事業所に対するワーク・ライフ・バランスに関する啓発講座・広報の回数	回	0	4
	27	DVに関する相談窓口を知っている市民の割合	%	—	70
	28	DVに関する啓発講座・広報の回数	回	2	5
	29	DVに関する市職員研修の受講者数	人	38	40
		DV相談件数 ※参考指標	件	29	—

※は平成 27 年度実績

⑦…まちづくり市民アンケート結果より算出する

第4章 計画の推進

第1節 推進体制

1 庁内推進体制

男女共同参画を推進するための施策は広範囲にわたるため、庁内推進組織を設置し、男女共同参画の視点を反映させながら総合的・効果的な施策の推進を図ります。男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について情報共有し、各部署間で連携しながら施策を推進します。

2 花巻市男女共同参画審議会

花巻市男女共同参画推進条例に基づき設置される「花巻市男女共同参画審議会」は、男女共同参画の推進に関する重要事項などについて調査審議します。

市は、審議会からの提言などを踏まえ、施策のより効果的な推進を図ります。

3 花巻市男女共同参画推進員

花巻市男女共同参画推進条例に基づき設置される「花巻市男女共同参画推進員」は、地域や学校、事業所などへ出向いて講座を実施するなど、様々な場面で男女共同参画の視点が取り入れられるよう活動を行います。

市は、男女共同参画推進員と連携・協働しながら、地域における男女共同参画を推進します。

4 県や事業者などとの連携

市は、国や県、他市町村の男女共同参画に関する取組などの情報を収集し、県などと連携しながらより効果的な施策展開を図ることができるよう努めます。

また、民間企業や各種団体などの事業者、教育機関などとの連携を深め、社会全体で男女共同参画が推進されるよう働きかけます。

第2節 計画の進行管理

計画の達成状況を評価するにあたっては、それぞれの成果指標について数値目標を定めるとともに、花巻市男女共同参画審議会の場で提案や助言をいただくことなどにより、より客観的な評価を行い、計画の実効性を高めていきます。

また、本計画の進捗状況を把握するため、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し公表するなど、適切な進行管理を行います。

資 料

1 計画の策定経過

時 期	項 目	内 容
平成26年 10月16日	男女共同参画推進幹事会	計画策定方針等について
平成26年 10月24日	男女共同参画審議会	計画策定方針等について
平成26年 11月14日	男女共同参画推進員会議	計画策定方針等について
平成26年 11月25日	花巻市女性団体ネットワークの会との意見交換会	計画策定方針等について 現状と課題について意見聴取
平成26年 12月19日	花巻市女性団体ネットワークの会との意見交換会	現状と課題について意見聴取
平成27年 1月15日	花巻市女性団体ネットワークの会との意見交換会	現状と課題について意見聴取
平成27年 1月20日 ～3月31日	市民意識調査	現状と課題の把握
平成27年 1月21日	男女共同参画推進員会議	現状と課題について意見聴取
平成27年 5月20日	男女共同参画推進員会議	市民意識調査結果報告
平成27年 5月20日	男女共同参画推進幹事会	計画策定方針等について 市民意識調査結果報告
平成27年 5月28日	第1回基本計画検討委員会	計画策定方針等について 市民意識調査結果報告
平成27年 6月 8日	男女共同参画審議会	計画策定方針等について 市民意識調査結果報告
平成27年 6月26日	第2回基本計画検討委員会	施策の体系について協議
平成27年 7月15日	男女共同参画推進員会議	計画策定経過中間報告
平成27年 7月24日	第3回基本計画検討委員会	施策の体系について協議
平成27年 7月31日	男女共同参画推進幹事会	計画策定経過中間報告
平成27年 8月25日	第4回基本計画検討委員会	計画（素案）協議
平成27年 8月31日	男女共同参画推進員会議	計画策定経過中間報告
平成27年 9月 7日	男女共同参画審議会	計画策定経過中間報告
平成27年 9月25日	第5回基本計画検討委員会	計画（素案）協議
平成27年11月 9日	第6回基本計画検討委員会	計画（素案）協議